

平成25年(ワ)第94号 損害賠償請求事件

原 告 紺野重秋 ほか25名

被 告 国 ほか1名

答 弁 書

平成25年11月1日

福島地方裁判所第一民事部 御中


被告国指定代理人


〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号


法務省大臣官房

参 事 官 関 述 之 

法務省大臣官房民事訟務課


課 付 角 田 康 洋 


課 付 岩 名 勝 彦 

課 付 寺 岡 拓 也 

補 佐 官 宗 野 有美子 

係 長 澤 田 勝 弘 


第 三 係 長 大 西 宏 道 






法 務 事 務 官 林 周 作 

〒980-8601 仙台市青葉区春日町7番25号

仙台第3法務総合庁舎

仙台北法務局訟務部

部 長 菊 池 憲 久 





部	付	村	橋	摩	世	
部	付	美	崎	大	典	
上席訟務官		角	掛	幹	也	
訟務官		吉	田		渡	
法務事務官		昆	野	太	智	

〒960-0103 福島市本内字南長割1番地3

福島地方法務局訟務部門（送達場所 稲川宛）

（電話 024-534-1976）







（FAX 024-526-2122）

上席訟務官		加	藤	恵	盛	
上席訟務官		東	海	林	秀	
訟務官		齋	藤	悟	志	
訟務官		稲	川	延	康	

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

原子力規制委員会原子力規制庁


総務課法務室


室	長	鶴	園	孝	夫	
課長補佐		中	塩	東	吾	
課長補佐		依	田	圭	司	
課長補佐		堀	口		晋	
訟務係長		新	垣	琢	麿	
調整係		伊	藤	彩	菜	

〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業


部政策課


経済産業事務官 石井大貴 

経済産業事務官 神野可奈子 


経済産業事務官 高木駿平 

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業
部原子力政策課

経済産業事務官 佐々木光太郎 

経済産業技官 上田洋二 


経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業
部原子力立地・核燃料サイクル産業課

経済産業事務官 河原圭 

経済産業事務官 白石雅人 


経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業
部原子力立地・核燃料サイクル産業課原子力
損害対応室

経済産業技官 梅原徹也 

経済産業技官 上田宣孝 

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

環境省大臣官房総務課

企画官 永島徹也 


環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企
画課リサイクル推進室

係長 黒瀬絢子 

環境省水・大気環境局総務課

課長 真先正人 

課長補佐 石塚哲朗 

係長 九反田悠妃 

環境省水・大気環境局土壤環境課


主査 湯淺翔 


環境省水・大気環境局放射性物質汚染対策担


当参事官室


参事官 森下哲 

参事官補佐 平尾禎秀 

参事官補佐 山本繁生 

参事官補佐 一井里映 


係長 宇都宮勉 

係員 大澤友里恵 

〒960-8031 福島市栄町1番35号

東北地方環境事務所福島環境再生事務所放射

能汚染対策課

課長補佐 近藤慎吾 

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることを求める。

第2 請求原因に対する認否

1 はじめに

訴状に記載されている原告らの主張は、原告らの被告国に対する請求を根拠づける請求原因としていかなる意味を有するのかが判然としない原告らの意見や評価にわたるものも見られるが、争点整理に資するため、現時点において必要と判断される限度において、認否を行うこととする。

2 「はじめに 本件訴訟において原告らが司法にもとめるもの」(訴状2ページ以下) について

平成23年3月11日に相被告東京電力株式会社(以下「被告東電」という。)の福島第一原子力発電所(以下「福島第一発電所」という。)において放射性物質が放出される事故(以下「福島第一発電所事故」という。)が発生したことは認め、被告国に損害賠償責任がある旨の主張は争い、本件の個別の原告らの被害の有無及びその程度は不知。その余の原告らの意見又は評価にわたる部分は、原告らの被告国に対する請求を根拠づける請求原因としていかなる意味を有するか判然としないため、認否の限りでない。

3 「第1 当事者と福島第一原発の概要」(訴状5ページ) について

(1) 「1 原告ら」(訴状5ページ) について

福島第一発電所事故が発生したことは認め、その余は不知。

(2) 「2 被告ら」(訴状5ページ)について

ア 「(1) 被告東京電力株式会社」について

(7) 第1段落は認める。

(4) 第2段落は、昭和41年、福島第一発電所1号機について設置許可処分がされたこと、同1号機が昭和46年3月26日に運転開始され、日本に設置されている原子力発電所の中で最も古いものの一つであること、同1号機から6号機がいずれも沸騰水型軽水炉であり、米国から技術を導入して設置されたものであること、同1号機から5号機がMark I型であり、同6号機がMark II型であることは認める。

なお、同1号機は、我が国で最初に運転を開始した原子炉ではない。同1号機の運転開始より前に、敦賀発電所1号機及び美浜発電所1号機の運転が開始されている。

(9) 第3段落及び第4段落は認める。

(1) 第5段落は、福島第一発電所の各号機が、いずれも運転開始から30年を超えた原子炉であり、同1号機が平成23年3月26日で運転開始から40年を迎える予定であったことは認め、「老朽化した原子炉」であったとの主張は争う。

(1) 第6段落は認める。

イ 「(2) 被告国」について

(7) 「ア」について

a 第1段落は、「原子力事業体制全般」の意味するところが不明であり、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

b 第2段落は、個々の原子力発電事業が被告東電等の電力会社の事業として行われていること、エネルギー・環境会議が平成24年9月14日に決定した「革新的エネルギー・環境戦略」において、原告ら指

摘の記述があることは認め（ただし、「革新的エネルギー・環境戦略」には「国策民営」の内容についての説明はない。）、その余は否認ないし争う。

(イ) 「イ」について

- a 第1段落及び第2段落は認める。ただし、内閣府に原子力委員会及び原子力安全委員会を置くことを定めているのは、原子力基本法4条である。
- b 第3段落は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）1条の一部に、原告らが引用する文言が存在することは認める。
- c 第4段落は、福島第一発電所事故当時の電気事業法1条の条文が訴状に記載したとおりであることは認める。
- d 第5段落及び第6段落は、被告国が電力会社に対して規制権限を有していることは認め、その余は争う。

4 「第2 本件事故に至る経緯」（訴状8ページ）について

なお、以下の認否の内容は、原子力規制委員会に設置された「東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会」の議論により新たな知見が示された場合には、変更する可能性がある。

(1) 「1 東北地方太平洋沖地震の発生」（訴状8ページ）について

ア 第1段落について

第1文（「2011（平成23）年…発生した。」）は認める。

第2文（「震源域は…観測した。」）は、震源域が岩手、宮城、福島、茨城の各県沖にわたること、震源の長さが約400キロメートル以上、幅が約200キロメートル以上と推定されること、宮城県栗原市で震度7を観測したほか、広範囲にわたって震度6強ないし6弱を観測したという限りで認める。

イ 第2段落について

最大遡上高40.1メートル*1の津波が襲来し、死者及び行方不明者が合計2万人を超えていることは認め、その余は否認する。記録された最大潮位は9.3メートルであり、被告東電の推定によっても、福島第一発電所の検潮所設置位置における津波の高さは約13メートルとされている。

(2) 「2 本件事故発生と放射性物質の飛散」(訴状8ページ)について

ア 「(1) 地震及び津波による本件事故の発生」について

認める。

イ 「(2) 地震動自体による原子炉等への影響」について

(7) 第1段落は認める。なお、本件の訴状9ページでは、「地震による遮断器の破損等により、すべての外部電源を喪失したため」と記載されているところ、併合された御庁平成25年(ワ)第38号原状回復等請求事件(以下「第一次訴訟」という。)の訴状の同内容の主張を述べる部分(同13ページ)では、「地震による送受電塔の倒壊、遮断器の破損等により、すべての外部電源を喪失したため」と記載されていることを念のため指摘する。

(4) 第2段落は、国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書(以下「国会事故調査報告書」という。)に、福島第一発電所1号機において、地震動により小破口冷却材喪失事故(SB-LOCA)が起きた可能性が少なくとも理論的には否定できない旨記載されている(同報告書204ページ)ことは認める。

*1 陸地に流れ込んだ津波は、流れが強いままで斜面などにおつかると、そこを駆け上がり、海岸での津波の高さをはるかに超える高さまで上ることがある。遡上高とは、津波が内陸に駆け上がった結果、斜面や路面上に変色部や漂着物等の痕跡を残すが、その痕跡の、平常潮位(津波がない場合の潮位)からの高さを意味する語である。

ウ 「(3) 津波による全交流電源喪失」について

認める。

エ 「(4) 各号機における過酷事故の発生に至る経過」について

(ア) 柱書について

追って認否する。この点の正確な事実関係については、次回以降において整理して主張する予定である。

(イ) 「ア 1号機」について

a 第1段落及び第2段落は認める。

b 第3段落について

第1文（「原子炉格納容器の…試みられた。」）は認める。

第2文（「一方、同日14時45分頃までに…損傷が生じていたと考えられる。」）及び第3文（「この間、原子炉水位の…漏出した。」）は、原告らが主張する事実が発生した可能性があるという限りで認める。なお、原子力安全・保安院が行った解析によれば、原子炉圧力容器の損傷に至ったのは地震発生（平成23年3月11日午後2時46分）から約15時間後である。

第4文（「同日15時36分…発生した。」）は、その時刻頃原子炉建屋上部で水素ガスと思われる爆発が発生したことは認める。

(ウ) 「イ 3号機」について

a 第1段落について

第1文（「全交流電源喪失後も…起動された。」）から第3文（「同日12時35分…喪失した。」）は認める。ただし、高圧注水系（HPC I）の自動起動により、一旦、原子炉水位が回復している。

第4文（「これにより、…可能性がある。」）のうち、圧力容器又はその周辺部に閉じ込め機能を損なう損傷が生じていた可能性がある点は認め、上記の損傷が「同日9時10分頃までの間に」生じていた可

能性があること、及び「格納容器についても14日2時20分までの間に損傷が生じた可能性がある」ことは不知。

b 第2段落について

高圧注水系（HPCI）の停止後、格納容器の圧力上昇を受け、圧力抑制のためにベントが試みられたこと、消防車等による代替注水が行われたこと、平成23年3月14日午前11時1分に原子炉建屋で水素爆発が発生したことは認める。「冷却機能喪失に基づく燃料の損傷に伴い圧力容器内で大量の水素が発生し、これが格納容器へ漏洩した後、建屋上層階に滞留した結果」とする点は、その可能性があるという限りで認め、「原子炉建屋4、5階部分」とする点は不知。

(I) 「ウ 2号機」について

a 第1段落は認める。

b 第2段落について

第1文（「ところが…できなくなった。」）及び第2文（「同日13時25分ころ…推定される。」）は認める。

第3文（「その後も…上昇した。」）は、消防車による海水注水が行われ、ベントラインも再構成されたこと、平成23年3月15日午前6時から午前6時10分頃に衝撃音及び振動が発生したこと、正門付近の放射線レベルが上昇したことは認め、その余は否認する。圧力抑制室の圧力計は計測不能となったとは判明していない。なお、上記衝撃音及び振動は、2号機ではなく4号機が発生源である。

第4文（「この頃…みられている。」）は、国会事故調査報告書に、平成23年3月15日午前7時20分から午前11時25分にかけての格納容器の圧力低下が「格納容器の破損を示唆するものと推測されている」との記載がある（同報告書150ページ）という限りで認める。

(カ) 「エ 4号機」について

a 第1段落は認める。

b 第2段落について

第1文（「3月14日…発生した。」）及び第2文（「4号機の…つながっている。」）は認める。

第3文（「そのため、3号機の…可能性がある。」）は、3号機で発生した水素が4号機の排気管に流入した可能性があることは認め、その余は否認する。平成23年3月14日午前11時頃に3号機のベント配管が開状態となったことは確認されていない。

第4文（「翌15日…発生した。」）は、同月15日午前6時頃から午前6時10分頃の間には原子炉建屋で水素爆発が発生したことは認め、発生場所が4、5階付近であることは不知。

オ 「(5) 放射性物質の飛散」について

(7) 第1段落は認める。

(イ) 第2段落について

第1文（「これらは…降り注いだ。」）は、一般的に放射性プルームが降雨の影響で降下する可能性があることは認める。

第2文（「また…放出された。」）は、1から3号機におけるベント作業によって放射性物質が大気中及び海洋中に放出されたこと、経済産業大臣からの命令を受け、被告東電が2号機にベント作業に入り、平成23年3月13日午前11時頃及び同月15日午前零時頃同作業を実施したものの、ドライウエルの圧力低下が確認されなかったことは認める。

(ウ) 第3段落は、原子力安全・保安院が平成23年4月12日時点において、福島第一発電所事故を国際原子力・放射線事象評価尺度（INES。以下「INES」という。）でレベル7と暫定評価したこと、昭和54年3月28日に、米国ペンシルバニア州スリーマイル島上にある原子力

発電所において発生した事故（いわゆるスリーマイルアイランド原子力発電所事故）が I N E S でレベル 5 と評価されていることは認め、その余は否認する。福島第一発電所事故による放射性物質の放出量は、昭和 61 年 4 月 26 日、旧ソビエト連邦（以下「ソ連」という。）ウクライナ共和国のチェルノブイリ原子力発電所における事故（いわゆるチェルノブイリ原子力発電所事故）の約 1 割前後とされている。また、I N E S レベル 5 は「広範囲な影響を伴う事故」と定義されている。

(イ) 第 4 段落は、原子力安全・保安院が平成 23 年 6 月 6 日に大気中に放出された福島第一発電所 1 から 3 号機合計でのヨウ素 131 とセシウム 137 のヨウ素 131 換算での放射性物質の放出量の総量を 77 万テラベクレルと推計したこと、同推計におけるセシウム 137 の放出量の試算値が広島に投下された原子爆弾から放出されたセシウム 137 の試算値の約 168 倍であること、同試算値が福島第一発電所事故による海洋汚染を含まない大気中への放出量のみの値であること、被告東電が平成 24 年 5 月 24 日に、大気中への放射性物質の総量を約 90 万テラベクレルと推計していることは認める。

(ロ) 第 5 段落は、政府が平成 23 年 12 月 16 日に福島第一発電所事故の収束宣言を行ったこと、その後も福島第一発電所の敷地内では福島第一発電所事故前と比較して高い被ばく線量が計測されていることは認め、その余の原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

5 「第 3 原子力発電の安全を確保すべき注意義務の程度」(訴状 13 ページ) について

(1) 「1 核兵器技術から派生した原子力発電の技術とその危険の大きさ」(訴状 13 ページ) について

原告らの被告国に対する損害賠償請求及び原状回復請求との関連が不明であり、原告らの意見や評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(2) 「2 原子力発電の事故が想像を絶する被害をもたらすことが予想されていたこと」(訴状14ページ)について

ア 第1段落について

第1文(「原子力発電は…もたらされる。」)は、原告らの主張する「事故」が何であるか不明であり、認否の限りでない。

第2文(「世界の原子力開発を…1957年3月。」)は、昭和32年に米国原子力委員会が「公衆災害を伴う原子力発電所事故の研究」(原題「Theoretical Possibilities and Consequences of Major Accidentes in Large Nuclear Power Plants」, WASH-740)を発表したことは認め、その余は不知。

イ 第2段落は不知。

ウ 第3段落は認める。なお、昭和32年度の一般会計歳出決算額は約1兆1876億7598万円である。

エ 第4段落は、昭和35年に原子力発電所において事故が発生した場合の被害の推計が行われたという限りで認める。

オ 第5段落について

第1文(「すなわち…とりまとめた。」)は認める。ただし、調査の目的は、原子力平和利用に伴う災害評価についての基礎調査を行い、原子力災害補償の確立のための参考資料とすることとされている。

第2文(「この試算は当時…前提としている。」)は、熱出力50万キロワットの原子炉について、原子炉に内蔵された放射能の0.02パーセント又は2パーセントが放出された場合を前提として試算がされているという限りで認める。

第3文(「その試算に際しては…限界があるものであった。」)は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

カ 第6段落について

第1文(「しかし…130万人であった。」)は、上記試算において、気

象条件等の設定により変動はあるものの、人的被害について、最大で死亡720人、障害5000人、要観察130万人と試算されていることは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

第2文（「損害額に関しては…相当するものである。」）は、原告らのいう「当時の国家予算」を「昭和35年度の一般会計歳出予算」と解した上で、認める。昭和35年度の一般会計歳出予算額は、約1兆7651億6270万円である。

第3文（「こうした…想定できないものである。」）は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(3) 「3 実際に発生した大事故とそれによってもたらされた被害の大きさ」
(訴状15ページ) について

ア 「(1) スリーマイル島原発事故」について

昭和54年3月28日、米国ペンシルバニア州スリーマイル島上にある原子力発電所2号機において、給水喪失から炉心損傷に至ったという、いわゆるスリーマイルアイランド原子力発電所事故が発生したこと、同事故における核燃料の損傷により放射性物質が一時冷却水中に漏出され、環境へ放出されたこと、同事故は、INESのレベルで5と評価されていることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

イ 「(2) チェルノブイリ原発事故」について

昭和61年4月26日、ソ連ウクライナ共和国のチェルノブイリ原子力発電所4号機の原子炉出力が異常に上昇し、燃料の過熱、激しい蒸気の発生、圧力管の破壊、原子炉と建屋の構造物の一部破壊、燃料及び黒鉛ブロックの一部飛散、火災に進んで、放射性物質が外部環境に放出されるに至った事故が発生したこと、同事故はINESのレベルで7と評価されていること、同事故により、放射性物質がウクライナ、ベラルーシ、ロシア等へ放出されたこと、同発電所の作業員や消防隊員が急性の放射線症と診断

されたこと、放射線防護の措置として同発電所周辺30キロメートル圏内の住民の総計13万5000人が避難したと報告されていること、同発電所の周囲には、立入禁止区域があり、小児甲状腺がんの増加が認められることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

ウ 「(3) 二つの事故の教訓」について

原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(4) 「4 安全を確保すべき注意義務の程度について」(訴状16ページ)について

我が国の法制度上、原子力基本法、原子炉等規制法(ただし、正式名称は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」であり、本答弁書では「炉規法」と略称している。)及び電気事業法において、「安全の確保」ないし「公共の安全」の確保が求められていることは認め、その余は原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

6 「第4 被告国により原子力発電が導入されかつ推進されてきたこと」(訴状17ページ)について

(1) 「1 国際原子力体制による枠付け」(訴状17ページ)について

核兵器の不拡散に関する条約(NPT)、非核地帯条約、二国間原子力協定が存在し、国際原子力機関(IAEA)による保障措置等により、国際社会が原子力・核に関する管理体制を敷いていることは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(2) 「2 被告国による原子力導入の経過」(訴状18ページ)について

ア 「(1) 第二次世界大戦後の日本の状況」について

昭和22年1月に極東委員会が日本の原子力研究の禁止を決議したこと、昭和26年にサンフランシスコ講和条約が締結されたことは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 「(2) 原子力予算の可決と原子力三法制定」について

(7) 第1段落は、昭和29年度予算として、原子力関係予算が計上されたこと、昭和30年11月14日に日米原子力研究協定が締結されたこと、同月30日に財団法人原子力研究所が発足したことという限りで認める。なお、同研究所は、原子炉の研究開発機関として発足したものである。

(4) 第2段落は認める。ただし、科学技術庁（当時）は、原子力委員会の庶務を処理するとともに、原子力研究所及び原子燃料公社に関する事務をつかさどることとされていた。

ウ 「(3) 長期計画の策定と外国技術の輸入による原子力発電の導入」について

(7) 第1段落は、事実関係については認め、評価にわたる部分は認否の限りではない。ただし、昭和31年9月6日に内定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」は、「原子力開発利用長期基本計画」が正しい。

(4) 第2段落について

第1文（「被告国は…導入を進めた。」）は、昭和34年、英国で開発された原子炉（コールドーホール型原子炉）の技術を取り入れた原子力発電所の建設を決定したこと、同時に米国が開発した軽水炉原子炉の導入を進めたことは認め、その余は否認する。

第2文（「そして…成功した。」）から第4文（「さらに…発電を開始した。」）は認める。なお、東海発電所において初めて発電に成功したのは昭和40年11月10日であるが、運転を開始したのは、昭和41年7月25日である。

(4) 第3段落は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(3) 「3 被告国による統制を徹底する法制度」（訴状19ページ）について

ア 柱書について

(7) 第1段落は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(4) 第2段落は認める。

イ 「(1) 原子力基本法」について

(7) 「ア 原子力委員会」について

a 第1段落は、原子力基本法に原告らが引用する規定があることは認めるが、当該規定は同法4条ではなく同法5条である。福島第一発電所事故当時の同法4条は、「原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会及び原子力安全委員会を置く。」と規定されていた。

b 第2段落は、原子力委員会が国の機関であることは認め、その余は否認する。原子力委員会に決定権限がある事項は、原告らが引用する原子力基本法5条のとおり、「原子力の研究、開発及び利用に関する事項(安全の確保のための規制の実施に関する事項を除く。)」である。

(4) 「イ 原子炉の管理」について

認める。ただし、「14条1項」とあるのは、「14条」の誤りであり、同条(原子力基本法14条)は「原子炉を建設しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。これを改造し、又は移動しようとする者も、同様とする。」と規定している。また、同法16条のうち、原告らが「前二条に規定する規制に従って」とする点は、「前二条に規定する規制に従って」が正しい。

(7) 「ウ 核燃料物質の管理」について

認める。

ウ 「(2) 原子炉等規制法・電気事業法」について

(7) 第1段落について

第1文(「被告国は…法制度を定めた。」)は、原子力基本法を受けて、炉規法及び電気事業法を通じて規制がされていること、経済産業大臣が、核原料物質及び核燃料物質の管理についての規制権限を有していることは認め、その余は争う。福島第一発電所事故当時の炉規法23条1項においては、原子炉を設置しようとする者は、原子炉の区分に応じて、政令で定めるところにより、同項各号に定める大臣の許可を受けなければならないとされ、同条3項において、文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ原子力委員会及び原子力安全委員会の意見を聴かなければならないことが規定されていたものであり、経済産業大臣が全面的に規制を行うものとされていたものではない。

第2文(「また…定めた。」)のうち、炉規法及び電気事業法において、経済産業大臣が規制権限を有するものと定められていたことは認め、その余は争う。

(4) 第2段落のうち、原子炉と核燃料物質の管理について被告国による法規制の下に置かれるものとされていることは認め、その余は争う。

(4) 「4 被告国が原子力発電所建設を主体的かつ協力を推進してきたこと」
(訴状21ページ)について

ア 「(1) 原子力委員会の長期計画」について

(7) 第1段落は、原子力委員会が、原子力の研究、開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図る目的で設置されているという限りで認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(4) 第2段落は、「国策」の意味が不明であり、また、原告らの評価にわ

たるものであるため、認否の限りでない。

(ウ) 第3段落は、原子力委員会が、原告らが指摘する年にそれぞれ「原子力の研究、開発、及び利用に関する長期計画」（ただし、昭和31年については「原子力開発利用長期基本計画」）を策定したことは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 「(2) 海外からの技術導入と技術者養成」について

認める。

ウ 「(3) 被告国が損害賠償リスクを引受けたこと」について

(ア) 第1段落について

第1文（「被告国は…制定した。」）は、昭和36年に原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）が制定されたことは認め、その余は否認する。原賠法は、「原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資すること」を目的として制定されたものであり（同法1条）、原子力発電導入の基礎作りの一環として制定されたものではない。

第2文（「同法は…こととした（16条）。」）は認める。ただし、同条において、政府が、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする定められているのは、「原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるとき」である。

(イ) 第2段落は争う。

エ 「(4) 被告国が電力会社に原子力発電事業を行わせてきたこと」について

(7) 「ア 被告国の責任による原子力発電導入計画の推進」について

a 第1段落について

第1文（「被告国は…打ち出した。」）は、昭和36年に原子力委員会が策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以下「昭和36年長期計画」という。）において、「エネルギー源確保の安定化の面からもより安価なエネルギー源の開発およびその多様化をはかることが必要である。このため電力供給源として原子力発電に期待することは、大きな意義があるものとする。」「発電1号炉および2号炉に引き続いて前期10年間には、後期への開発への足場としてさらに3基程度の発電炉の設置が期待される。」とされているという限りで認める。

第2文（「そして…ことを決定した。」）は、昭和36年長期計画において、「前期10年間における原子力発電開発規模は、発電1号炉・発電2号炉およびこれに引き続き建設されるものを合わせて電気出力約100万キロワット前後と考えるが、これらの建設は、電気事業者が協調してこれにあたることを期待するとともに、政府としては、その推進のために金融・税制その他において適切な施策を講ずる必要があると考える。」とされているという限りで認める。昭和36年長期計画は飽くまで指針を示したものであって、これにより施策を講ずることを決定したものではない。

b 第2段落は認める。

(イ) 「イ 電力会社による原子力発電所の建設・運転開始」について

事実関係については、認める。ただし、中部電力が浜岡発電所1号炉の設置許可を申請したのは昭和45年である。

(ウ) 「ウ その後の長期計画の展開」について

a 第1段落は、原子力委員会が昭和42年に策定した「原子力の研究、

開発及び利用に関する長期計画」(以下「昭和42年長期計画」という。)に、原告らが指摘する記述がされているという限りで認める。原告らが指摘する記述は、飽くまで見通しが示されたものにすぎないのであって、「数値目標を設定した」ものでも「軽水炉を採用する方針を示した」ものでもない。

b 第2段落は認める。

c 第3段落は、昭和42年長期計画において、「人材養成」として必要とされる科学技術者を列挙していること、大学学部、大学院の原子力専門学科又は専攻課程の増設、増員等を図り、科学技術者の所要数を確保することが必要であることが指摘されていること、養成訓練対策についての記述がされていることは認め、その余は否認する。昭和42年長期計画においては、原子力開発利用の進展に応じて必要となると見込まれる科学技術者の人数等を述べているものであって、「数値目標を立て」たものでも「こと細かく決定し」たものでもない。

オ 「(5) 小括」について

否認ないし争う。

(5) 「5 被告国の包括的関与なしには企業活動が成り立たない」(訴状25ページ)について

ア 「(1) 核燃料物質は被告国が全面的に管理」について

(7) 第1段落について

核燃料物質がなければ原子炉は稼動しないこと、一般論として、核燃料物質の調達及び管理、使用済み核燃料の貯蔵、再処理等につき被告国が管理していることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

(4) 第2段落について

高レベルの放射性廃棄物の最終処分については、廃棄物の処理及び清

掃に関する法律3条で規定される処理と異なり、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づき、経済産業大臣が経済産業省令で定めるところにより、特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画（以下「最終処分計画」という。）を定めなければならないこと、最終処分計画を定めるには、閣議の決定を経なければならないこと、原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、最終処分計画に従い、特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する計画を作成すること、機構が最終処分施設建設地の選定、施設の設置、処分の実施等を行うことは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

イ 「(2) 経済活動としての自立性は全くない」について
否認ないし争う。

(6) 「6 被告国も認める「国策民営」構造」（訴状26ページ）について

ア 第1段落は、否認ないし争う。

イ 第2段落は、エネルギー・環境会議が平成24年9月14日に決定した「革新的エネルギー・環境戦略」において、原告ら指摘の記述があるという限りで認める。

(7) 「7 繰返される原発事故に対して被告国が「安全神話」を作出してきたこと」（訴状26ページ）について

ア 「(1) 外国における大事故と被告国による「安全神話」作出」について

(ア) 柱書について

いわゆるスリーマイルアイランド原子力発電所事故及びチェルノブイリ原子力発電所事故が発生し、被害が生じたことは認め、その余は否認ないし争う。

(イ) 「ア 1978年長期計画」について

原子力委員会が昭和53年に策定した「原子力の研究、開発及び利用

に関する長期計画」(以下「昭和53年長期計画」という。)に、「第1章 原子力研究開発利用の基本方針」「2 安全の確保と原子力に対する国民の支持」という記載があり、そこに「原子力研究開発利用は、従来から安全の確保を大前提として進められてきたところであるが、原子力の安全性に対する国民の不安感は、まだ完全に払拭されているとはいえず、これが一部に見られる原子力発電に対する反対運動の契機となり、また原子力行政への不信の一因ともなってきた。」「そして、このような安全確保の上に立って、エネルギー問題解決のためには、原子力研究開発利用が不可欠であることについて、国民一般及び地域住民の理解を深めるとともに、様々な場を通じて、国民と地域住民の声を原子力政策に反映させることにより、原子力研究開発利用に対する広い国民的支持を得るものとする。」との記述があることは認め、その余は否認する。昭和53年長期計画においては、上記のとおり、安全の確保を大前提とした原子力研究開発利用に対する広い国民的支持を得ることとされているのであって、「原子力発電所の安全性」についての啓蒙活動の施策をとることを決定したものではない。

(4) 「イ 1982年長期計画」について

原子力委員会が昭和57年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(以下「昭和57年長期計画」という。)に、いわゆるスリーマイルアイランド原子力発電所事故に関する記載がないこと、昭和57年長期計画の「第3章 開発利用の進め方」「1. 原子力発電」「(1)安全確保対策」に「原子力発電所の安全確保には従来から万全を期してきたところであり、1966年に我が国で初めて商業用発電炉が運転を開始して以来、今日まで従業員に放射線障害を与えたり、周辺公衆に放射線の影響を及ぼすような事故・故障は皆無であるという実績からも、今日、原子力発電所の安全性は基本的に確立していると言える。」

「電気事業者は、ささいな故障も国民の原子力発電に対する不安感を高める要因となることに鑑み、より一層運転管理を徹底するべきである。」との記述があることは認め、その余は否認ないし争う。昭和57年長期計画においては、原告らが引用する上記「今日、原子力発電所の安全性は基本的に確立していると言える。」の記述に続けて「しかしながら安全確保の努力は不断に行われるべきであり、今後の原子力発電の拡大に対応して安全確保対策を一層充実し、安全運転の実績を積み上げていく必要がある。」と述べるなど、安全確保対策を充実させることによって、国民に不安が生じることのないよう努めることとしたものであって、「安全確保対策」を国民に対する「不安を与えないための方策」にすり替え」たものではない。

(I) 「ウ 1987年長期計画」について

- a 第1段落は、原子力委員会が昭和62年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以下「昭和62年長期計画」という。）に、「第1部 総論」「第1章 原子力開発利用の意義」「2 原子力開発利用の基本方針」「(2) 安全の確保」という記載があり、そこに「これまでに周辺公衆に影響を及ぼすような放射性物質放出を伴う事故は皆無であり、この実績からも原子力の安全性は基本的に確保されている。このような我が国の優れた安全実績は海外諸国からも高い評価を受けている。」との記述があることは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。
- b 第2段落は、昭和62年長期計画に、「第2部 各論」「第1章 安全の確保」という記載があり、同章の「1 安全確保対策」に「発電用原子炉施設については、その安全性は基本的に確立しており、これまで優れた安全実績を示している。」、「なお、チェルノブイリ原子力発電所の事故に関しては、同事故の評価及び我が国の安全確保対策の

現状調査等により、我が国において、現行の安全規制やその慣行を早急に改める必要のあるものは見出されず、また、防災体制及び諸対策を変更すべき必要性は見出されないことが明らかとなっている。」との記述があることは認め、その余は否認ないし争う。昭和62年長期計画においては、原告らが引用する上記「発電用原子炉施設については、その安全性は基本的に確立しており、これまで優れた安全実績を示している。」の記述に続けて、「しかしながら、これは事業者、国等の関係者の不断の努力によって維持・向上してきたものであり、今後ともこれらの努力を一層傾注することにより、引き続き原子力発電の安全確保に万全を期すこととする。」と原子力発電所の安全確保対策の必要性を述べ、さらに、原告らが引用する上記「また、防災体制及び諸対策を変更すべき必要性は見出されないことが明らかとなっている。」の記述に続けて、「しかしながら、従来から認識し実施されているシビア・アクシデント、人的因子、マン・マシン・インターフェイス等の研究の推進、各種指針の見直しの推進及び防災対策についてその内容を充実し、より実効性のある対策とすることの重要性が再認識されたことから、これらの施策の実施を通じ、今後の我が国における安全性の一層の向上に資していくこととする。さらに、同事故は原子力の安全確保が世界各国の共通課題であり、各国が協力して原子力の安全を確保していくことの重要性を再認識させたという観点も踏まえ、安全確保に係る国際協力を積極的に推進するものとする。また、同事故に関する情報を含め原子力安全に係る情報の入手に積極的に努め、適宜、我が国の安全確保対策に反映させていくものとする。」と述べているのであって、「国民の不安をうち消すことしか書かれていない」と要約ないし評価できるものではない。

イ 「(2) 国内における原発事故・故障の多発に対しても被告国が「安全神

話」を作出してきたこと」について

(7) 「ア 45年間で法律対象案件752件」について

認める。

(イ) 「イ 原子力施設における重大事故」について

a 「(7) 1990(平成2)年 美浜発電所2号機で非常用炉心冷却装置作動」について

平成3年2月9日(訴状29ページにおいて「1990(平成2)年」とあるのは「1991(平成3)年」の誤りと思われる。), 美浜発電所2号機において, 運転中の原子炉が自動停止したこと, 非常用炉心冷却装置が動作したこと, 蒸気発生器伝熱管の損傷による一次冷却材の流出が原因であったこと, この事象により, 放射性物質が外部に放出されたことは認め, その余は否認する。非常用炉心冷却装置が動作したのは美浜発電所2号機が初めてではない。また, 上記事象についてINESを適用した場合には, レベル2に相当すると推定されているが, 我が国がINESによる評価尺度の適用を開始したのは平成4年8月1日以降であり, 同事象の当時は日本独自の原子力発電所事故・故障等評価尺度が適用され, 同評価尺度ではレベル3とされている。なお, 微量の放射性物質が外部に放出されたが, 発電所敷地内外に設置されている放射線監視装置の指示値は通常と変化なく, 外部に対する放射能の影響はないとされている。

b 「(イ) 1995(平成7)年 「もんじゅ」ナトリウム漏洩事故」について

認める。

c 「(ウ) 1997(平成9)年 動燃東海事業所で火災爆発事故」について

認める。

d 「(I) 1999 (平成11)年 JCO臨界事故」について

(a) 第1段落から第3段落は、「施設内にいた従業員」を「事故対策作業に従事した独立行政法人日本原子力研究開発機構及び核燃料サイクル開発機構の職員」と解した上で認める。

(b) 第4段落は否認ないし争う。

ウ 「(3) 1994年長期計画は「安心感の醸成」努力を強調」について

原子力委員会が平成6年6月24日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(以下「平成6年長期計画」という。)を策定したこと、平成6年長期計画では原子力開発利用の大前提として安全の確保を位置づけられていること、平成6年長期計画の「第2章 我が国の原子力開発利用の在り方」「2. 原子力開発利用の大前提」「(2)安全の確保」に、「原子力にも潜在的には危険性がありますが、現在までに培った知識や技術と安全優先の思想により、これを十分制御することができます。現に、我が国の原子力施設については、その安全は十分に確保されており、これまで周辺公衆に影響を及ぼすような放射性物質の放出を伴う事故は皆無です。」「高度な「原子力安全文化」を築き上げていきます。」「安全水準の向上が必ずしも国民の安心感につながらないという実態も踏まえなければなりません。安全運転実績を地道に積み重ねることを基本に安心感の醸成に努めていきます。」との記述があることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

エ 「(4) 2000年長期計画」について

原子力委員会が平成12年11月24日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(以下「平成12年長期計画」という。)を策定したこと、平成12年長期計画に「事故・トラブルに備え、我が国の自然条件を踏まえた耐震設計など重層な安全設計と安全管理の体制がとられている。」との記述があることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否

の限りでない。なお、平成12年長期計画においては、上記の記述に続けて、「他方、放射線は五感では感じるできないこと、健康への影響が分かりにくいこと、また、安全確保の仕組みが外から見えにくいことなど、一般の人々にとっては事故・トラブルが発生した場合の影響や危険の度合いが分かりにくいことに加え、チェルノブイル原子力発電所事故における被害の深刻かつ重大さ、また、ウラン加工工場臨界事故の体験などから、人々の原子力の安全性に対する不安感は大きい。因及び原子力事業者は、事故原因の徹底究明に基づき再発防止策を講ずることはもとより、安全性向上のための技術開発の努力を怠らず、安全確保に最優先で取り組んでいくとともに、万一の事故発生に備えて災害対策を整備しておくことが最も重要である。」と述べている。

オ 「(5) 被告国は震災対策でも「安全神話」について

(7) 第1段落及び第2段落は認める。

(4) 第3段落は認める。ただし、火災を起こした変圧器は、外部電源用だけではなく、発電所内で発生させた電力を施設内で使うために用意された油入風冷式変圧器である。また、「微量の放射性物質の漏洩が検出された」とあるのは、正しくは、「放射性物質を含む水が6号機原子炉建屋3階及び中3階の非管理区域に漏洩し、その後、その水の一部が海に放出された」であり、上記変圧器の火災とは関連はない。

(8) 「8 小括」(訴状31ページ)について

否認ないし争う。

7 「第5 被告国の責任」(訴状32ページ)について

(1) 「1 はじめに」(訴状32ページ)について

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落は、原告らがかかる請求をしていることは認め、その当否は争う。

ウ 第3段落は、原告らが主張する規制権限不行使の違法性に関する判断枠組みについては、第一次訴訟に係る被告国の答弁書第4の2（40ページ以下）における主張を援用するが、詳細については追って主張する。

エ 第4段落は認否の限りでない。

(2) 「2 経済産業大臣が実用発電用原子炉の安全の確保に関して強力な規制権限を有すること」（訴状33ページ）について

ア 「(1) 原子力基本法等の原子炉の安全性確保に関する法規制の体系」について

(7) 第1段落について

原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(イ) 第2段落について

被告国が昭和30年に原子力基本法を制定したことは認める。ただし、同法の目的は、「原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与すること」である。

(ウ) 第3段落について

原子力基本法2条が、基本方針として、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」と規定していること、昭和53年法律第86号による改正後の同法4条が、原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、「総理府」に「原子力委員会及び原子力安全委員会」を設置すると定め、同法5条2項が「原子力安全委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項のうち、安全の確保に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。」と定めているこ

とは、認める。

(エ) 第4段落について

昭和32年に炉規法が制定されたこと、同法が原子力基本法の精神にのっとり、公共の安全を図るなどのために必要な規制を行うことを目的としていることは認め、その余は否認する。制定当時の炉規法1条は、「この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせてこれらによる災害を防止して公共の安全を図るために、製錬、加工および再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関して必要な規制を行うことを目的とする。」と規定されており、「貯蔵」、「廃棄」の事業は規定されていなかった。

(オ) 第5段落について

昭和39年に電気事業法が制定されたことは認め、その余は否認する。制定当時の同法1条は、「この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保することを目的とする。」と規定されていた。

(カ) 第6段落について

認否の限りでない。

イ 「(2) 原子力基本法等の趣旨・目的」について

(ア) 柱書について

原子力基本法、炉規法、電気事業法の目的が上記（原子力基本法につき上記ア(イ)、炉規法につき同(エ)、電気事業法につき同(オ)）のとおりであること、原子炉の設置等について法律による規制がされていること

は認め、その余は否認ないし争う。

(イ) 「ア 原子炉の設置に関する法規制」について

平成14年以降、原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)制定前のものであること(なお、本準備書面における各種法令の内容に係る認否につき、以下同じ)を前提としておおむね認める。ただし、原子炉施設については、原子力安全委員会の核燃料安全専門審査会の下で安全審査が行われることはない。

(ウ) 「イ 実用発電用原子炉の使用等に関する法規制」について

おおむね認める。ただし、電気事業法47条において認可の対象とされているのは「工事の計画」である。また、技術基準の内容は、同法39条2項1号だけでなく、同項2～4号に掲げるところにもよらなければならないとされている。

ウ 「(3) 経済産業大臣が有する規制権限」について

(ア) 「ア 適切な技術基準を定める権限」について

電気事業法39条1項が「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と定め、同条2項本文が、「前項の経済産業省令は、次に掲げるところによらなければならない。」とし、同項1号において「事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。」と定めていることは認め、その余は原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。ただし、技術基準の内容が同項2～4号に掲げるところにもよらなければならないとされていることは上記イ(ウ)のとおりである。

(イ) 「イ 適切な技術基準への適合性を確保させる権限」について

認める。

(ウ) 「ウ 規制権限行使のあり方」について

争う。

なお、原告らの主張の補充を待って、反論を行う予定である。

(3) 「3 被告国の規制権限不行使の違法」(訴状37ページ)について

ア 「(1) 本件における被告国の規制権限不行使の違法性を判断する基準」
及び「(2) 原子力発電所の重大な事故がもたらす法益侵害の重大性」につ
いて

原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 「(3) 行使することが期待された規制権限の内容」について
争う。

ウ 「(4) 予見可能性の存在」について

(ア) 柱書について
争う。

(イ) 「ア 全電源喪失による炉心溶融事故の発生に関する知見」について

- a 第1段落は認否の限りでない。
- b 第2段落は認める。
- c 第3段落のうち、第1文(「このうち…意味する。’)及び第2文(「核燃料は…必要がある。’)は認める。第3文(「この冷却に失敗すると…至ることとなる。’)は、その可能性があるという限度で認める。
- d 第4段落のうち、原子炉を冷却するための過程として、炉心に供給される冷却材(水)が炉心の熱を吸収し、熱を吸収した冷却材が循環する中で最終ヒートシンクにより除熱されることは認め、冷却材を循環させるための動力として電力が不可欠であることは否認する。福島第一発電所の原子炉には、例えば、電気ではなく原子炉内で発生した蒸気でタービンを駆動して原子炉内に注水する原子炉隔離時冷却系(RCIC。訴状10ページ参照)のように電源を要しない冷却装置があるため、冷却材の循環に動力源として電力が不可欠とまでは必ずしも

いえない。

e 第5段落のうち、最終ヒートシンクにおいて冷却水が除熱されること、海水により冷却するためには、海水を採取する必要があることは認め、動力源として電力が不可欠であることは否認する。

f 第6段落は、炉心の冷却を継続的かつ安定的に行うために、炉心の状態(温度、圧力、水位等)を各種測定機器によって把握する必要があることは認める。

g 第7段落は否認ないし争う。

(ウ) 「イ 巨大地震とそれに伴う津波についての予見可能性」について

平成7年に阪神淡路大震災を契機として設置された地震調査研究推進本部の地震調査委員会が、平成14年7月、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」(以下「長期評価」という。)を発表したこと、「長期評価」の中の「2-1 過去の地震について」「(2) 三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震(津波地震)」に、「日本海溝付近のプレート間で発生したM8クラスの地震は17世紀以降では、1611年の三陸沖、1677年11月の房総沖、明治三陸地震と称される1896年の三陸沖(中部海溝寄り)が知られており、津波等により大きな被害をもたらした。」との記載があること、同「2-2 次の地震について」「(2) 三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震(津波地震)」に、「M8クラスのプレート間の大地震は、過去400年間に3回発生していることから、この領域全体(引用者注、ここにいう「この領域全体」は、「三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間」を指すのであり、「福島県沖」や「房総沖」に限定しているわけではない。)では約133年に1回の割合でこのような大地震が発生すると推定される。ポアソン過程により(発生確率等は表4-2に示す。)、今後30年以内の発生確率は20%程度(中略)と推定される。」

「次の地震も津波地震であることを想定し、その規模は、過去に発生した地震のM_t等を参考にして、M_t8.2前後と推定される。」(ただし、「長期評価」の「表4-2」には、上記の「M_t8.2」について、「過去発生した地震のM_t等を参考にして判断した。津波地震であるためMはM_tより小さい」との記載もある。)との記載がある限度で認める。なお、「長期評価」においては、M_t8.2前後の地震について「福島県沖」や「房総沖」に限定して「今後30年以内の発生確率は20%程度と推定される」との記載はない。

(I) 「ウ 津波に伴う浸水によって全電源喪失となりうることの予見可能性」について

a 第1段落のうち、米国内の原子力発電所において内部溢水（発電所内に設置される設備の破損及び系統の作動が原因で液体が流出すること、又はその液体それ自体を指す。なお、津波は、外部溢水の一つであり、内部溢水とは区別されている。）に対する設計脆弱性の問題が提起されたことや、スマトラ沖地震の津波によるインドのマドラス原子力発電所の海水ポンプ浸水事故等を契機として、原子力安全・保安院と原子力安全基盤機構が、溢水勉強会を設置したこと（ただし、設置時期は平成18年1月である。）、溢水勉強会に電気事業連合会及び各電気事業者が参加していたことは認める。

b 第2段落のうち、国会事故調査報告書（84ページ）に、同年5月11日の溢水勉強会において、被告東電が、福島第一発電所5号機の想定外津波について検討状況を報告し、その際、「O. P. +10m」の津波が到来した場合、非常用海水ポンプが機能喪失し炉心損傷に至る危険性があること、また、「O. P. +14m」の津波が到来した場合、建屋への浸水で電源設備が機能を失い、全電源喪失に至る危険性があることが示された旨の記載があることは認める。原告らの主張

が上記溢水勉強会において、福島第一発電所付近に津波が到来する可能性の有無・程度に関する知見が得られたとの趣旨であれば（訴状43ページ参照）、これを否認ないし争う。

c 第3段落は否認ないし争う。

(オ) 「エ その後の地震及び津波に関する知見の進展」について

a 「(7) 被告東京電力による三陸沖津波波源モデルによる想定津波の推計（2008年）」について

第1段落及び第2段落は、国会事故調査報告書（88, 458ページ）に原告らが指摘する記載があることは認める。

第3段落は、原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

b 「(イ) 貞観津波に基づく波高の推計（2008年）」について

第1文（「被告東京電力は…入手した。」）は、被告東電作成の平成24年6月20日付け「福島原子力事故調査報告書」（以下「東電事故調査最終報告書」という。）（21ページ）に原告らが指摘する記載があることはおおむね認める。ただし、東電事故調査最終報告書21ページによれば、被告東電が平成20年10月に佐竹氏から提供を受けたのは、「投稿準備中の論文」であった旨、同論文が正式に発表されたのは平成21年4月である旨記載されている。なお、本件訴状42ページのエ(イ)第1文では、「被告東京電力は（中略）論文（中略）を入手した。」と記載されているところ、第一次訴訟の訴状のうち上記と同旨の主張を述べる部分（60～61ページ）では、「被告東京電力は（中略）論文（中略）の原稿を入手した。」と記載されていることを念のため指摘する。

第2文（「貞観津波とは…同規模とされる。」）は否認する。貞観津波に関する知見は、現在でも定まっていない。

第3文（「被告東京電力は…結果を得た。」）は、政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」（以下「政府事故調査中間報告書」という。）（398ページ）に、原告ら指摘の記載があることは認める。なお、同404及び405ページには、平成23年3月7日に被告東電が原子力安全・保安院に対して「貞観津波に関する佐竹論文の断層モデルを用いた場合、それぞれ福島第一原発で8.7mから9.2mまで、福島第二原発で7.8mから8.0mまで（中略）となることを説明した。」と記載されている。

c 「(ウ) 貞観津波を考慮すべきとの指摘」について

平成21年6月に開催された総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループにおいて、岡村行信委員が貞観津波の存在を指摘したことは認める。

d 「(エ) 被告国への貞観津波に基づく波高推計の報告（2009年9月）」及び「(オ) 被告国内部における貞観津波に基づく波高の推定結果の軽視」について

政府事故調査中間報告書（401～403ページ）に、原告ら指摘の記載があることはおおむね認める。

(カ) 「オ 全電源喪失による炉心溶融事故発生の予見可能性についてのまとめ」について

争う。

エ 「(5) 結果回避可能性の存在」及び「(6) 規制権限行使への期待可能性を基礎づける事実」について

争う。

(4) 「4 小括」（訴状47ページ）について

争う。

8 「第6 被告東京電力の責任」(訴状48ページ)について

相被告である被告東電に対する主張であり、認否の限りでない(ただし、今後、必要に応じて、被告国において第6記載の事実についての反論を行う場合があることを留保する。)

9 「第7 原告らの蒙った被害」(訴状58ページ)について

本件の個別の原告らとの関係で不知。

10 「第8 本件における被侵害利益」(訴状77ページ)について

本件の個別の原告らに対する関係で不知。人格権が侵害されているとの主張は争う。

11 「第9 損害」(訴状78ページ)について

争う。

12 「第10 結論」(訴状81ページ)について

争う。

以上

(用語の説明)

遡上高：陸地に流れ込んだ津波は、流れが強いままで斜面などにぶつかると、そこを駆け上がり、海岸での津波の高さをはるかに超える高さまで上ることがある。遡上高とは、津波が内陸に駆け上がった結果、斜面や路面上に変色部や漂着物等の痕跡を残すが、その痕跡の、平常潮位（津波がない場合の潮位）からの高さを意味する語である。